

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 5 月 13 日

岐阜市長 細江 茂光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合渡、方県、黒野、木田、西郷、七郷、網代、山県、巖美、春近、長良、常磐、岩野田、三里、鏡島、日置江、鶉、芥見、岩、北長森、日野、鷺山、島、南長森、加納、茜部、厚見、本荘、柳津

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

別表記載のとおり

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

別表記載のとおり

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

【網代】（変更前）担い手は十分確保されている

（変更後）担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

【常磐】（追記）上城田寺地域は(有)アグリファーム上城、下城田寺地域は農事組合法人 下城田寺営農および羽賀政夫がそれぞれ受け手として、中間管理機構を通じて借り受けることとする。

6. 地域農業の将来のあり方

変更無し